

## コンテスト等応募における注意事項（支部向け）

全日写連 神奈川県本部

神奈川県本部では県本部主催の公募コンテスト、月例審査会を実施しており、また多くの会員が関東本部や総本部主催コンテスト、他の団体のコンテストに応募されています。

当注意事項はこれらのコンテスト応募において、過去の違反事例、失格事例などを参考に応募における注意事項を指針としてまとめたものです。また、違反とまでは行かなくても審査段階で敢えて選ばれないケースもありますので、下記事例など参考に十分留意ください。

応募規定をよく認識せずに違反となる事例や、明らかに違反と知りながら応募する悪質な事例も見られます。最近多くのコンテストで問題となっているのは、事実を改変した画像加工を行い、見つからなければよいという応募者がいることです。こういった行為がコンテストの公平性を損ない、まじめに取り組んでいる多くの写真愛好者に不利益を与え、多大なる迷惑、不快感を与えます。規定を順守し公正に競い合って、コンテストを楽しんでいただくことを切に願います。

### 1. コンテストと月例審査会の位置づけ（神奈川県本部での位置づけ）

#### ① コンテスト

会員だけでなく広く一般に応募を募り、公正な審査を経て入賞者を表彰する公募コンテストである。ただし神奈川県在住等の条件はあり得ますが、その範囲で広く公募するものです。

#### ② 月例審査会

支部会員および申し込みのあった県内個人会員を対象としたものであり、公募コンテストの位置づけではありません。毎月優れた作品を賞に選定し、年間成績で年度賞表彰を行い、組織内での写真技術の研鑽の場として行うものです。

※応募作品の他の団体のコンテストへの応募は自由ですが、応募の可否はそれぞれのコンテストの規定によりますのでご注意ください。

### 2. 「入賞発表」とは

運営組織による公式なメディア（新聞、ホームページ等）への発表が入賞発表となります。審査後の入賞者への通知は入賞候補としての通知であり、入賞発表前に違反等発覚した場合は候補の取り消しの扱いとなります。その場合は基本、次候補作品の賞の繰り上げが行われます。他の違反等がない場合は入賞発表をもって入賞が確定します。

### 3. 違反の発覚・判断タイミング

#### ① 受付段階

応募サイズ、撮影年月日、その他目検でわかる違反をチェック。違反作品は審査対象外となります。その応募者の違反でない作品は審査対象となります。

#### ② 審査時

画像加工違反、公序良俗違反、類似作品応募が疑われる作品は、審査員、主催者の判断に基づき審査から除外されます。最近の審査では疑わしい作品は除外される傾向にあります。

二重応募が発見された場合は、対象者は失格となります。

※一人1作品が選ばれた後にその作品が違反だった場合は、該当者の他の作品を選びなおす

ことはありません。

### ③ 審査後確認

主催事務局で、最終の違反チェックを行う。違反と判断した作品は審査時の決定は取り消し、次候補作品を繰り上げます。

### ④ 正式発表後

重大な違反が発覚した場合は、主催者の判断で入賞を取り消します。

※公表により第三者から、公開の未承認、権利侵害、二重応募、類似作品応募、事実と異なる風景、撮影日、禁止場所での撮影などの指摘が寄せられます。

## 4. 全日写連コンテストの入賞作品の上位コンテストへの応募可否

① 総本部ルール 別紙「全日本写真連盟主催コンテストの入賞作品 応募可能なコンテストはどれ？」によります。

② 県本部月例審査会や支部内審査は、入賞の有無にかかわらず県本部コンテストに応募できる。

## 5. 画像加工での注意事項

① 異なるシーンを撮影した写真を1枚の写真に合成する、また部分的な画像を貼付けるのは合成に当たる。

② 定点でフレーミングを変えずに連続撮影した写真を1枚の写真に合成する場合は、合成に当たらない場合がある。ハイダイナミックレンジ合成、比較明合成、深度合成、ハイレゾ撮影などは合成とみなされない。その処理をカメラ内機能で行うかソフトウェアで行うかは問わない。

③ 撮影した画像を事後処理で変形加工や、部分的な消去、塗りつぶしやコピーすることは加工に当たる。ただし、撮影素子の汚れによる汚点の消去は加工とはみなされない。

④ レンズの特性による歪曲や周辺光量落ちを、本来のイメージに補正することは加工に当たらない。

⑤ 合成・変形など事実を改変する画像加工でない適度な画像補正(階調(明暗)補正、色調補正、解像度補正等)は、加工に当たらない。

## 6. 失格・違反事例にみる教訓

神奈川県本部コンテスト、全日写連内コンテストでの違反事例である。

### (1) 本人の撮影によらない写真の応募

① ネットで海外のサイトの写真をダウンロードし応募(公表後第三者からの指摘で発覚)

② 他者からレタッチを頼まれた写真を自分の写真として応募(関係者の報告で発覚)

### (2) 撮影年月日違反

① 応募票記載日付を偽って応募(データ提供のコンテストでExifデータの日付も改ざんしていたが、データ内の他の証拠で発覚)

### (3) 入賞作品の応募(二重応募)

① 他コンテストで入賞した作品を応募(審査、運営事務局のチェック、公表後の第三者の指摘で発覚など事例は多い)

② 他のコンテスト入賞した作品を対象物の色を変えて応募(審査時に発覚)

### (4) 類似作品の応募

- ① 過去に入賞した作品と同じ対象を同じ条件で撮影し応募（公表後第三者の指摘で発覚）
- ② 過去に入賞した作品の類似作品を他者が応募した場合は、類似作品応募としての失格はありません。ただし類似と判断される作品は評価が下げられる場合が多くあります。

#### （５） ネット等公開済写真の応募

県内コンテストで規定により違反として入賞候補を取り下げた事例があります。

ただし、2021年4月の規定改定で、コンテスト入賞作品でなければ、ネット公開写真の応募も可とします。SNS、投稿サイト、クラブホームページなどネットでの発表機会は増えており、会員の自由な写真活動を促すため、規定を改定します。

ニックネームでの投稿写真は、本人の投稿か判断がつかないため、確認ないしは原画提出を求める場合があります。

#### （６） 画像加工違反

##### ① 合成写真

写真の加工技術が高度化しており見極めが大変難しい問題ですが、明らかに張り付け合成と判断される作品も増えています。疑わしい作品は、審査員ないしは運営事務局判断で賞から外す場合が増えています。

##### ② 変形写真

地形を縦長に変形して応募（公表後第三者からの指摘で発覚）

##### ③ 過度な加工

色調、明暗、解像度など加工が許される度合いは明確な定義は難しく、違反とは扱われないうえに過度な加工は審査段階で評価されない傾向にあります。

#### （７） 被写体権利者からのクレーム

##### ① 人物写真での公表の承諾

「撮っていい」という了解だけ応募し、公表時にクレームがつくケースがあります。また未成年者の場合は親権者の了解を取ってなくて問題となるケースがあります。（公表後被写体の人からのクレーム）

##### ② 建築物等の変形・加工

建築物や芸術作品などに画像加工を施し権利者の了承なしに応募（公表後に権利者からのクレーム）。

一般の公募コンテストはパロディなど表現の自由を権利として主張する場ではない。権利者の了解を得たうえで応募するのを前提としています。クレームに対して自己責任での解決とされ、解決できない場合は失格となります。

建築物などを敷地外の公道から撮影し、商用目的以外での使用は基本問題になることはありません。敷地内での撮影は敷地所有者の判断となります。

#### （８） 公序良俗・撮影マナー違反

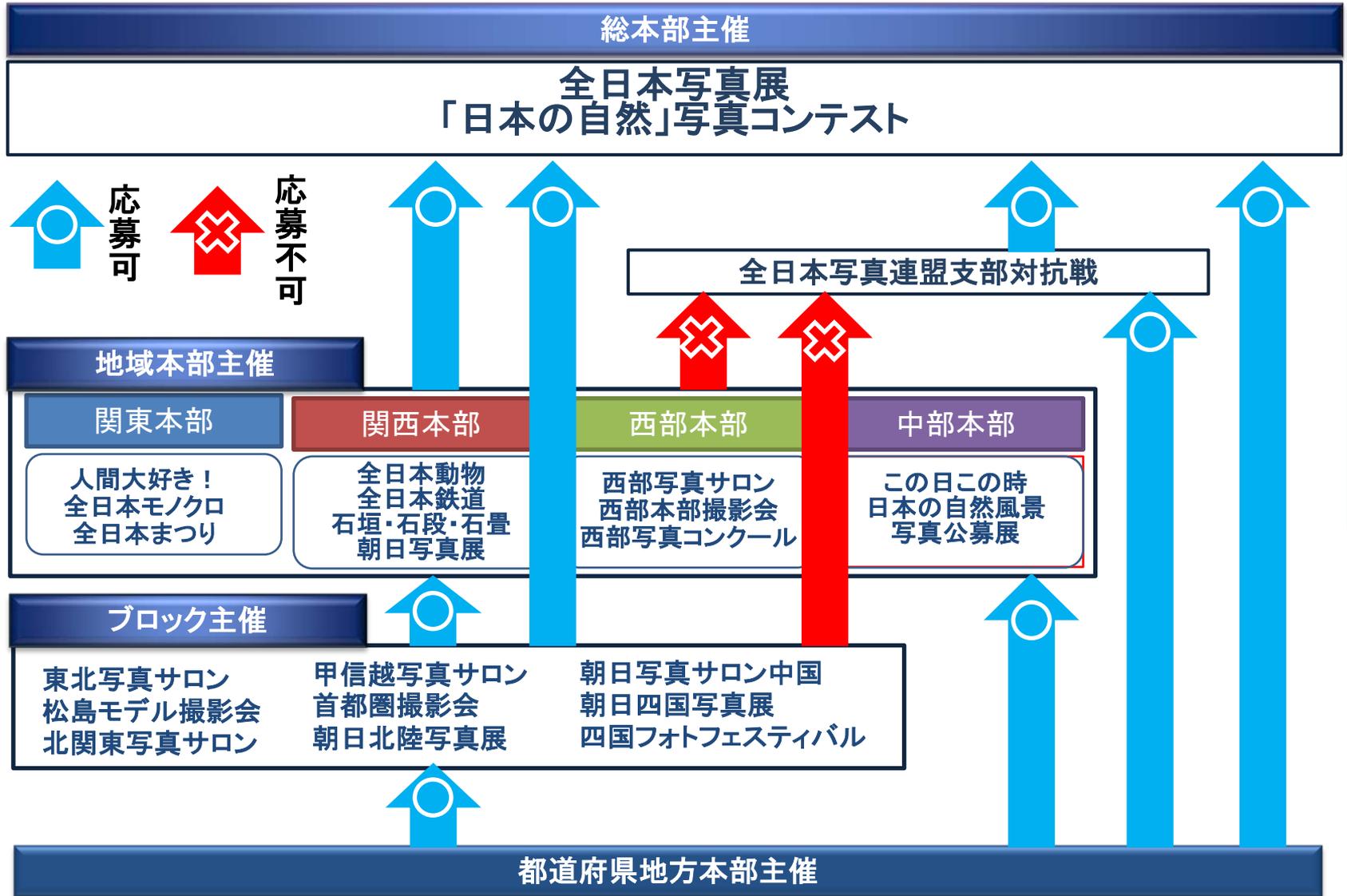
公序良俗の観点で発表がはばかれると判断された作品は審査段階で審査対象外となる。撮影禁止場所で撮影した作品、撮影マナーに反して撮影した写真と判断された場合は審査対象外となる。

# 全日本写真連盟主催コンテストの入賞作品 応募可能なコンテストはどれ？

2019/1  
現在

同一グループ内、下位へは応募不可

国際写真サロンへの応募はすべて可



※関西本部主催「舞妓撮影会」もこのルールに準じますが、全日写連、アサヒカメラ以外のコンテストには応募できません。